

富田林市制施行70周年記念ロゴマーク募集に係る記念品協賛事業者  
募集要項

1. 目的

富田林市は、令和2年（2020年）4月1日に市制施行70周年を迎えます。

本市では、市制施行70周年を市内外に広くPRするとともに、より多くの市民の皆さんに一体感を持っていただき、70周年を盛り上げていくためのシンボルとして「富田林市制施行70周年」をイメージしたロゴマークを募集します。この事業の推進にあたり、入賞者に副賞としてお渡しする商品や体験など（以下、「記念品」という。）を提供いただける市内業者（以下「協賛事業者」という。）を募集します。

2. 応募資格

富田林市内に事業所がある法人、その他の団体及び個人事業主であって、市税等の滞納がないこと。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

※ただし、富田林市が協賛事業者として適当でないと認めた場合や、提供いただく記念品が適当でないと認めた場合は、採用できません。

※本募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合は、本市の判断により決定します。

3. 記念品の要件

- ・富田林市内で製造又は加工されている商品等
- ・富田林市内で栽培されている農林水産物及び市内で生産されたものを主原料とした商品
- ・富田林市内施設でのサービス等で、本市の魅力を発信できるもの

※記念品は3点（最優秀賞1人、優秀賞2人の計3人分）提供いただき、令和2年2月に開催予定の授賞式にて贈呈します。

※食料品の場合は、生鮮食品以外で、常温保存ができて、賞味期限が1カ月程度あるものとしてください。

4. 費用

記念品の提供は無償とし、事業者から富田林市への提供時に必要な費用は事業者負担とする。

## 5. 協賛事業者のメリット

### (1) 企業名や商品等の PR

市ウェブサイト等に、提供商品等の画像や説明、企業名等が掲載されます。

### (2) 自社商品の販売促進・PR

提供いただく商品に、商品のパンフレット等を付けて渡すことで、自社商品等の販売促進・PRを図ることができます。

## 6. 申込方法

以下を令和2年1月31日（金）までに、下記の7. 申込先へ提出してください。内容を確認の上、協賛の可否について連絡します。申し込み前に、下記の問い合わせ先に事前相談をしてください。

(1) 富田林市制施行70周年記念ロゴマーク募集に係る記念品協賛事業者申込書

(2) 事業者及び記念品として提供いただく商品等の概要資料

## 7. 申込先・問い合わせ

富田林市役所市長公室情報公開課

電話：0721-25-1000（内線326）

Eメール：[kouhou@city.tondabayashi.lg.jp](mailto:kouhou@city.tondabayashi.lg.jp)